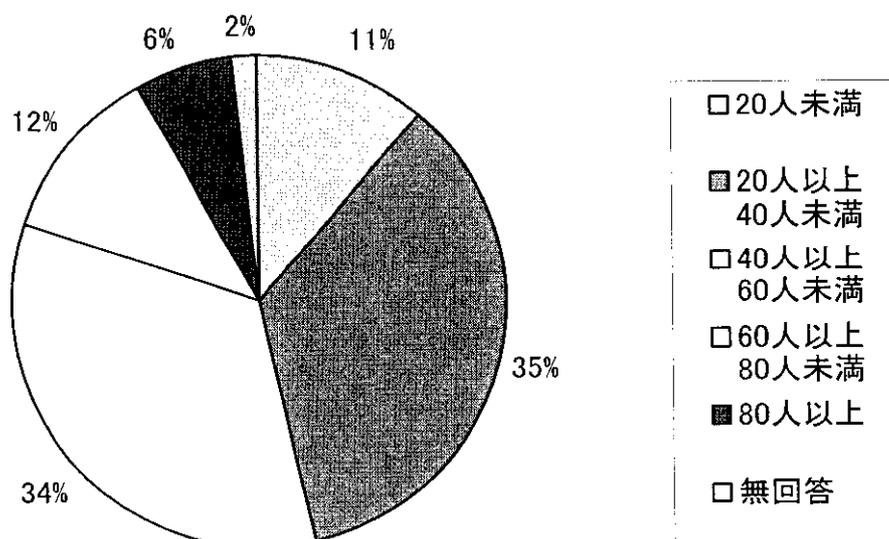


委員からご照会いただいている資料

- ケアマネジャー 1 人当たり担当利用者数 … 1
(秦 委員)
- 介護保険適用サービス分野における競争状況に関する調査 … 2
(田近委員)

ケアマネジャー1人当たり（月160時間）担当利用者数
（事業所数ベース）



	20人未満	20人以上 40人未満	40人以上 60人未満	60人以上 80人未満	80人以上	無回答	合計	平均
事業所数	96	298	290	98	55	14	851	42.7
割合	11.3	35.0	34.1	11.5	6.5	1.6	100.0	

出典：「居宅介護支援事業及び介護支援専門員業務の実態に関する調査 報告書」
（平成14年3月）

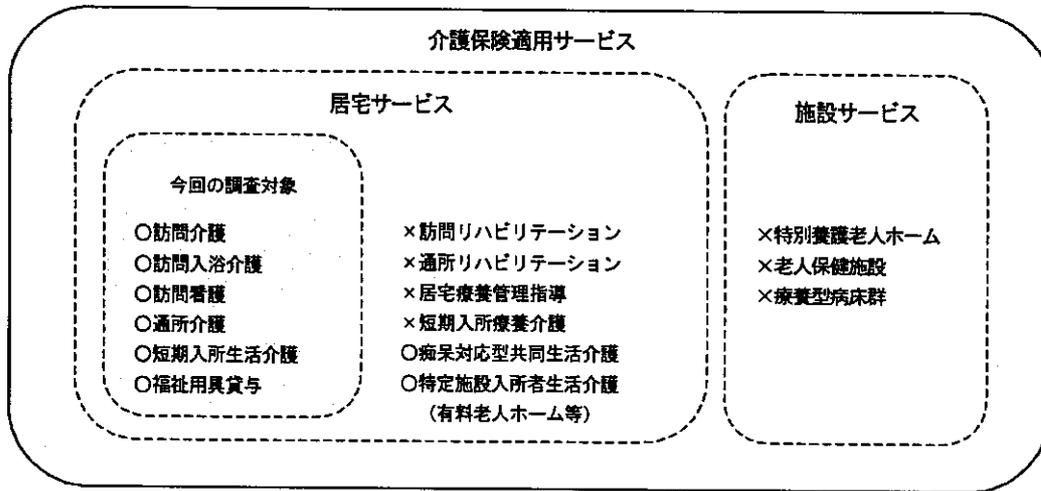
介護保険適用サービス分野における競争状況に関する調査について
 - 居宅サービスを中心に -

平成14年3月13日
 公正取引委員会

1 調査の趣旨・目的

現在、社会的規制分野について規制改革を推進していくことが政府全体の重要な政策課題となっている中、介護保険制度が創設され（平成12年4月施行）、居宅サービス分野について民間事業者（営利法人）の参入が認められたことを踏まえ、社会的規制分野における事業者間の競争状況の実態把握の一環として、今般、介護保険適用サービス分野のうち居宅サービス分野を中心に調査を行い、競争政策上の考え方をまとめた。

<介護保険適用サービスの概要>



○：民間事業者が参入できるサービス、×：民間事業者が参入できないサービス

<調査方法・対象>

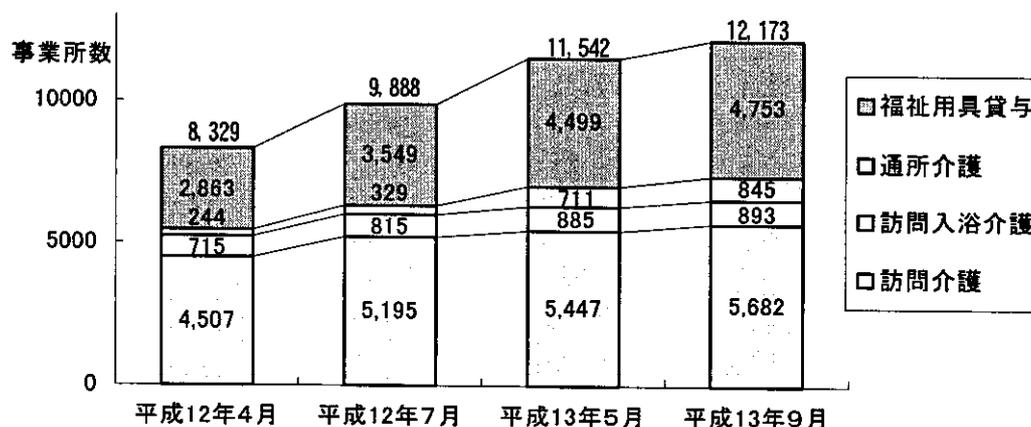
調査方法	対象数	備 考
アンケート	4,845社	・ 民間（営利法人）の居宅サービス事業者9,285社の中から無作為抽出。有効回答数は3,735社（77.1%）。
	47連合会	・ 都道府県国民健康保険団体連合会（国保連）（注）
ヒアリング	延べ62件	・ 居宅サービス事業者、業界団体等。

注： 都道府県国民健康保険団体連合会は、介護保険法において利用者からの苦情申立てに基づき、事業者等に対する調査・指導・助言を行う苦情処理機関と位置付けられている。

2 居宅サービス事業分野への参入の動向

介護保険制度の創設（平成12年4月施行）により、民間事業者の居宅サービス分野への参入が認められたことに伴い、民間事業者の新規参入が活発に行われている。

＜居宅サービス事業への民間事業者の参入状況＞



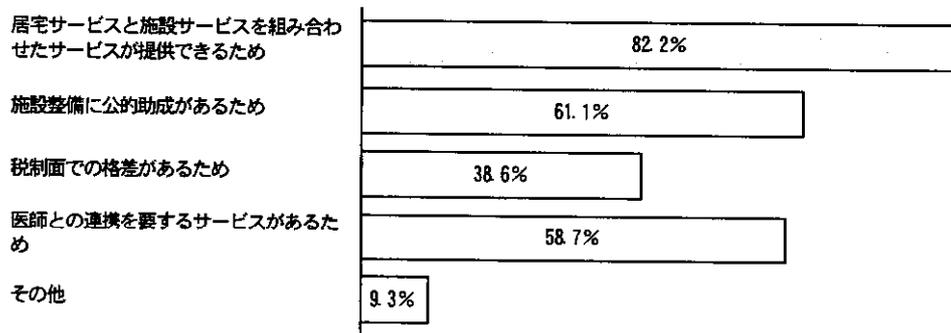
3 競争政策上の考え方

(1) 多様なサービス提供主体間における公正な競争条件の確保

ア 介護分野における制度の在り方についての検討の必要性

新規参入したほとんどの民間事業者は、社会福祉法人・医療法人の方が競争上有利であると、その理由としては、施設サービスを組み合わせたサービス提供ができるためとの回答が最も多くなっている。このように、居宅サービス分野において事業展開を図っていく上で、施設サービスを併せて提供しているかが競争に影響を与える側面もあると考えられる。

＜社会福祉法人・医療法人が有利な理由＞



(複数回答)

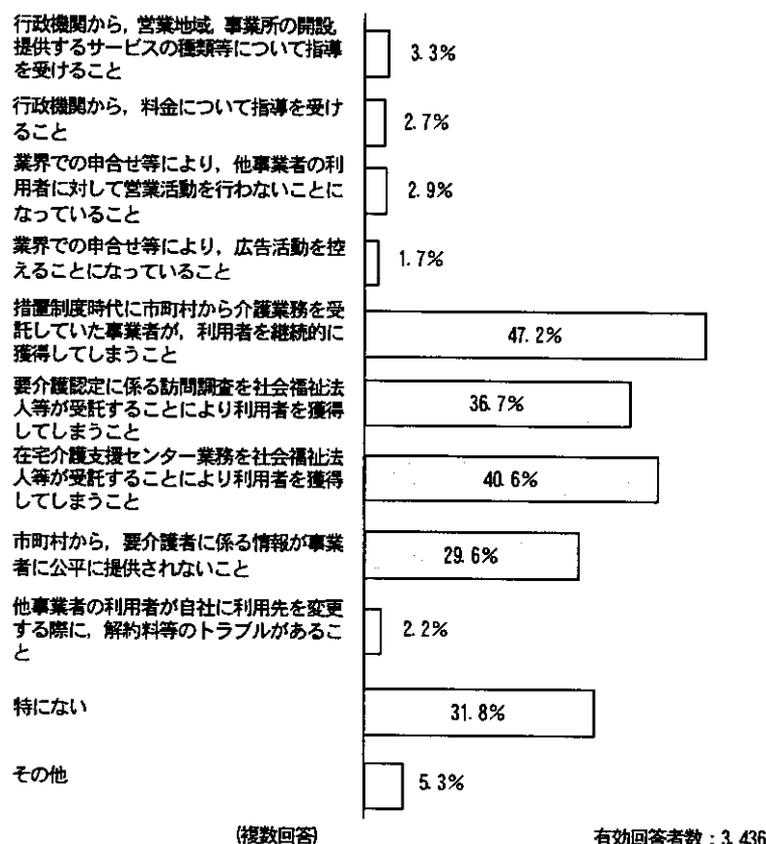
有効回答者数：2,730

- ⇒ ○ 競争政策の観点からも、介護サービス分野において多様なサービス提供主体間で公正な競争条件が確保されるよう、制度の在り方について検討を行っていくことが必要。
- 公正取引委員会としては、「政府規制等と競争政策に関する研究会」において検討。

イ 市町村の行政運営が利用者獲得をめぐる事業者間の競争に与える影響

市町村からの要介護認定のための訪問調査等の受託が利用者情報入手の効果的な手段となっている状況において、市町村によっては、特定の事業者に優先的に委託等を行っていることが、利用者獲得をめぐる競争に影響を与えている状況がみられる。

<利用者獲得に支障となる事項>



- ⇒ ○ 競争政策の観点からは、市町村において、訪問調査委託の基準等を明確にするとともに、委託に際し、特定の事業者を優遇しないことが必要。
○ 訪問調査の委託に際して特定の事業者を有利に扱う等の運用を行わないこと等を地方公共団体に対して要望。

(2) 居宅サービス分野における取引慣行

ア 事業者団体における利用者獲得等の制限行為

事業者団体の加入に際し、他事業者の利用者を自社に変更させる場合は、その事業者の了承を得た上で行うように言われた等の回答が割合は少ないものの一定数みられた。

- ⇒ ○ 事業者団体において、他の事業者の利用者を勧誘しない、獲得しない等の申合せを行うことは独占禁止法上問題となることから、団体の活動に当たっては事業者団体ガイドラインに十分留意することが必要。

- 介護サービス分野における事業者団体による利用者獲得の制限等の行為に対しては独占禁止法に基づき厳正に対処。

イ 卸売業者等による福祉用具貸与事業者のレンタル料金に対する関与

福祉用具貸与事業者は、レンタル料金については介護報酬が設定されておらず自らの判断により自由な料金設定が可能となっているが、卸売業者等作成の利用者向けカタログ記載の希望レンタル料金どおりに設定している場合が多い。

- ⇒ ○ 福祉用具貸与事業者が主体的に料金設定を行っていくことにより、レンタル料金をめぐる競争を促進していくことが重要。このため、卸売業者等のカタログにおいて希望レンタル料金といった非拘束的な用語を用いることが望ましい旨、関係団体に対して指摘。
- 福祉用具の卸売業者によるレンタル料金の拘束等の行為に対しては独占禁止法に基づき厳正に対処。

(3) 利用者に対する積極的な情報提供の必要性

ア 表示の適正化

国民健康保険団体連合会に対するアンケート調査によると、利用料・サービス内容の説明が不十分、居宅サービス契約時の説明と実際のサービスが異なる等の利用者からの苦情が少なからずみられた。

- ⇒ ○ 広告等における表示と実際のサービスが異なる場合には、不当表示として景品表示法上問題となることから、事業者が情報提供を行うに当たっては、適切な表示に努めることが必要。
- 利用者の選択をゆがめるようなサービス内容等についての虚偽・誇大な表示に対しては景品表示法に基づき適切に対処。

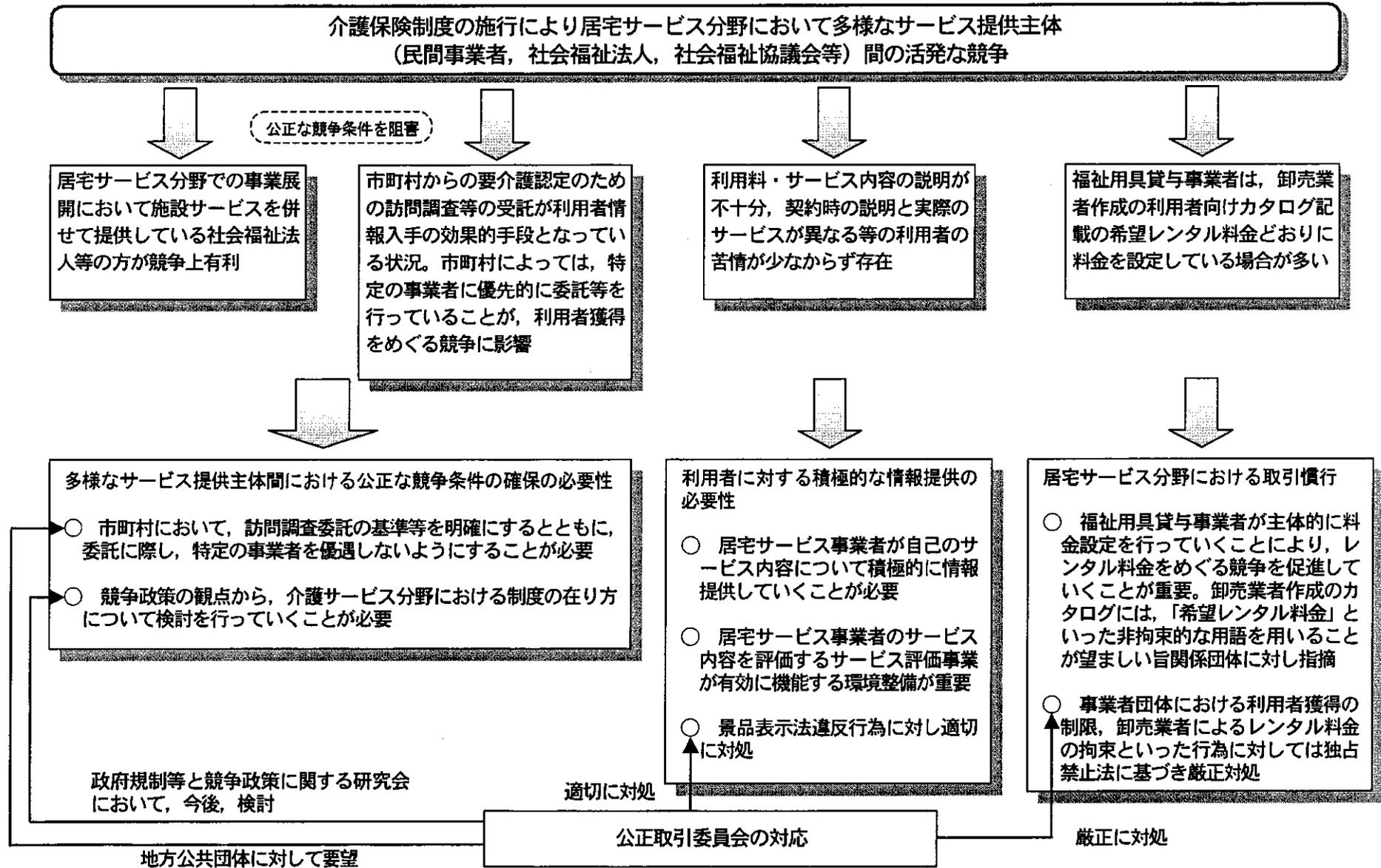
イ サービス評価事業が有効に機能するための環境整備

訪問調査受託等による利用者情報の入手が利用者の獲得につながっていること等から、利用者が複数の事業者のサービス内容を比較して選択可能とはなっていない状況。

- ⇒ ○ サービス内容については、利用者が比較して選択可能となるよう、また、サービス内容をめぐる競争を促進していく観点からも、事業者が積極的に情報提供していくとともに、サービス内容を評価するサービス評価事業が有効に機能するような環境を整備していくことが重要。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部取引調査室
電話 03-3581-3372 (直通)
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

介護保険適用サービス分野における競争政策上の考え方



介護保険適用サービス分野における競争状況に関する調査報告書（概要）
 - 居宅サービスを中心に -

第1 調査の趣旨・調査方法

介護分野については、行政がサービス内容を決定して自ら又は社会福祉法人等を通じて要介護者に提供するという措置制度からサービス提供者と利用者との契約制度に移行し、併せて居宅サービス分野についてサービス提供主体として民間事業者（営利法人。以下同じ。）の参入を認めること等を内容とする介護保険制度が創設され、平成12年4月から施行されている。

介護分野における制度改革を踏まえ、社会的規制分野における事業者間の競争状況の実態把握の一環として、介護保険適用サービス分野のうち居宅サービス分野を選定し、独占禁止法及び競争政策の観点から調査を実施した。

<調査方法・対象>

調査方法	対象数	備 考
アンケート	4,845社	・ 民間（営利法人）の居宅サービス事業者9,285社の中から無作為抽出。有効回答数は3,735社（77.1%）。
	47連合会	・ 都道府県国民健康保険団体連合会（国保連）（注）
ヒアリング	延べ62件	・ 居宅サービス事業者、業界団体等。

注： 都道府県国民健康保険団体連合会は、介護保険法において利用者からの苦情申立てに基づき、事業者等に対する調査・指導・助言を行う苦情処理機関と位置付けられている。

第2 介護保険制度と規制の概要

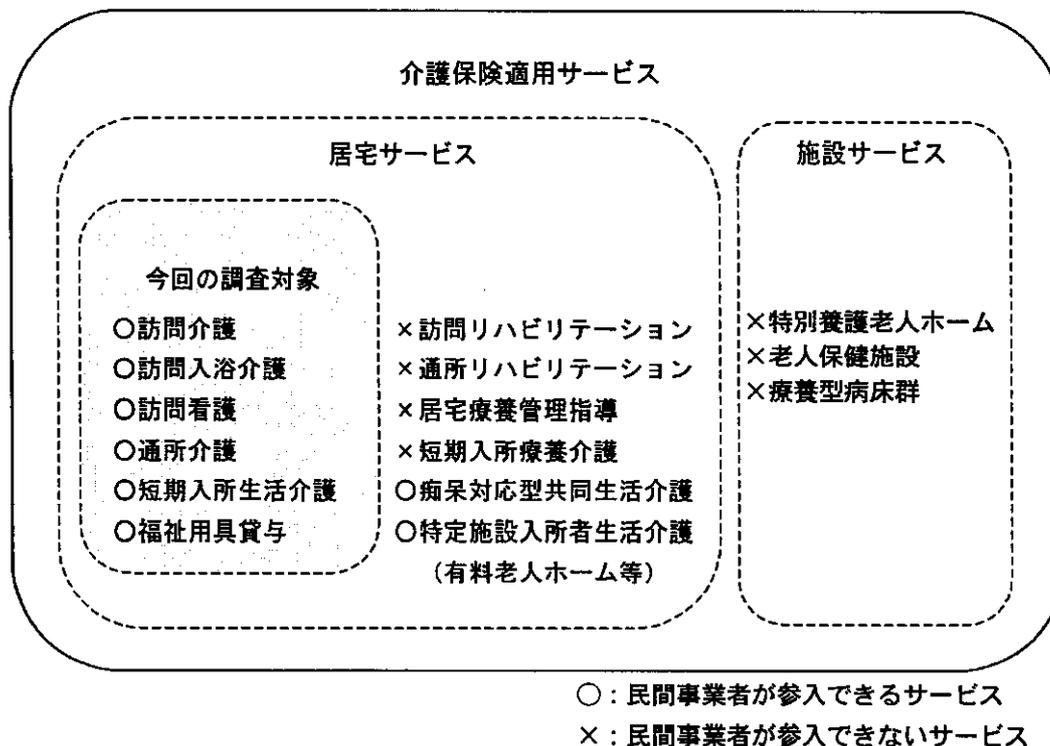
1 介護保険制度の概要

(1) 介護保険サービスの概要

介護保険サービスは、居宅サービスと施設サービスに大別される。居宅サービスには、訪問介護等のサービスがあり、施設サービスには、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等によるサービスがある。有料老人ホームやケアハウスは、介護保険法上居宅サービスとなっている。

居宅サービスは、民間事業者の参入が認められているが、施設サービスについては、特別養護老人ホームの設置は地方公共団体又は社会福祉法人に、介護老人保健施設の設置は地方公共団体、医療法人、社会福祉法人等に限られるなど、所要の制約がある。

<介護保険適用サービスの概要>

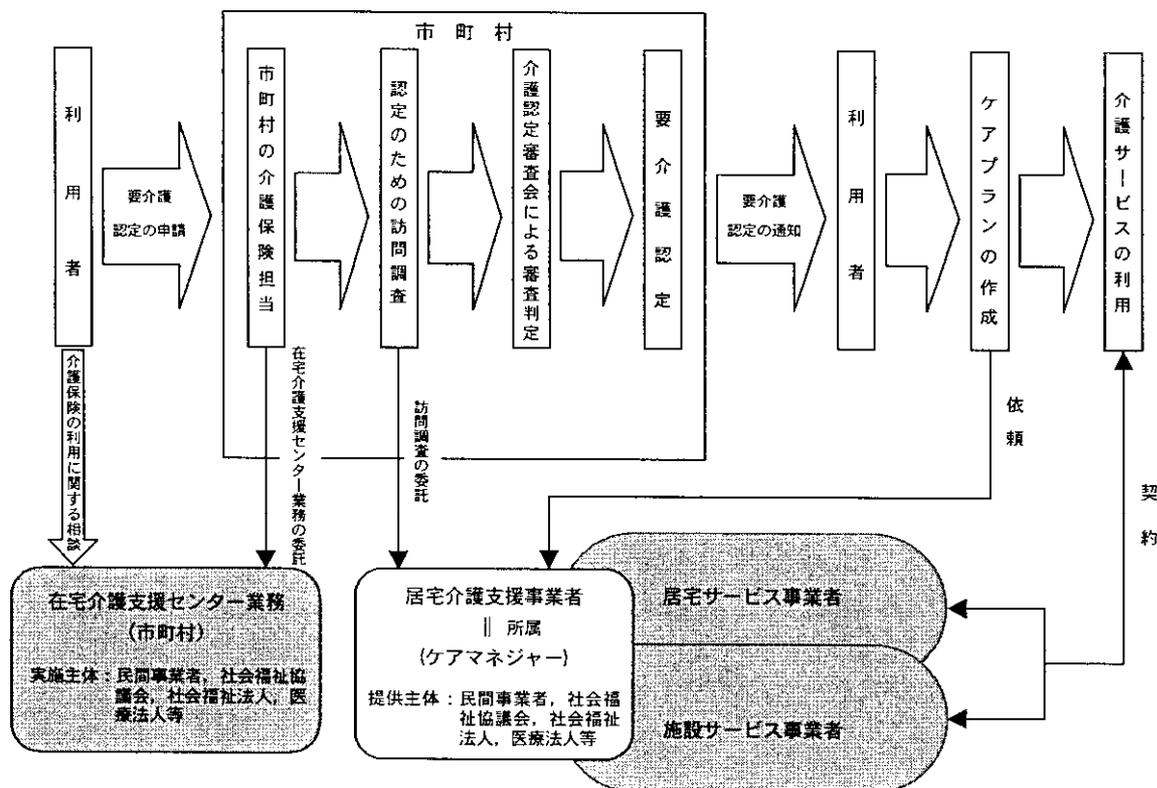


(2) 介護保険サービス利用のための手続

ア 介護保険の利用のための要介護の認定

- (ア) 介護保険の被保険者（以下「利用者」という。）が介護保険の給付を受けるためには、市町村から要介護又は要支援（以下「要介護」という。）の認定を受ける必要がある。
- (イ) 認定の手続は、①利用者の申請、②市町村による認定のための訪問調査、③介護認定審査会の審査・判定、④市町村による要介護認定となっている。
- (ウ) 介護保険制度においては、市町村は、原則として訪問調査を自ら行うこととされているが、居宅介護支援事業者等に委託することもできる。

<介護サービス利用の流れ>



※ 居宅介護支援事業者には、専業で行う事業者もあれば、居宅サービス事業や施設サービス事業を併せて行う事業者もある。

居宅介護支援事業者とは、要介護者が介護保険のサービスを適切に利用できるような介護サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス事業者との連絡調整等を行う事業者のことをいう。実際にケアマネジメント業務を行う者を介護支援専門員（ケアマネジャー）という。居宅介護支援事業は、民間事業者を含め社会福祉法人、医療法人等が行うことができ、居宅サービス事業者が併せて営むことも可能である。また、利用者からの依頼により要介護認定の申請代行を行うこともできる。

在宅介護支援センター業務とは、地域において保健福祉サービスに関する総合的な相談・援助等の業務であり、市町村自らが行うほか、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者等に委託することができる。

イ ケアプランの作成

要介護の認定を受けた利用者は、要介護の状況に合った介護サービス計画（以下「ケアプラン」という。）を自ら作成するか、居宅介護支援事業者に依頼することができる。

ウ 居宅サービスの利用

利用者は、作成されたケアプランにより、要介護度に応じた支給限度額の範囲内で各種サービスを利用できる。

(3) 介護保険の運営と給付

ア 介護保険の運営

介護保険の保険者は市町村（特別区を含む。以下同じ。）となっており、都道府県、医療保険者及び年金保険者が重層的に支え合う構造となっている。

イ 介護保険の給付

介護保険の保険給付は、原則として、費用の9割が介護保険から支給され、1割が利用者の負担となっている。

ウ 要介護の認定者数等

要介護及び要支援の認定者数は、平成13年12月末現在で約288万人（要介護者251万人及び要支援者37万人。厚生労働省「介護保険事業状況報告」による。）となっている。

平成12年度の介護保険給付額は、3兆5157億円（うち居宅サービス1兆587億円、施設サービス2兆3445億円）となっており、直近（平成13年10月）の月額の実績は、3492億円（うち居宅サービス1245億円、施設サービス2130億円）となっている。

<主な介護サービスの介護保険給付実績>

サービス	平成12年度 (億円)	件数 (千件)	平成13年10月 (億円)	件数 (千件)
居宅サービス	10,587	25,965	1,245	2,866
訪問介護	2,590	6,111	335	709
訪問入浴介護	365	893	37	80
訪問看護	905	2,391	88	222
通所介護	2,791	6,659	321	661
短期入所生活介護	676	1,072	80	117
福祉用具貸与	300	2,544	56	450
居宅介護支援	1,126	14,973	117	1,553
施設サービス	23,445	7,638	2,130	675
合計	35,157	48,576	3,492	5,094

資料： 国民健康保険中央会「介護給付費の状況」

注1： 短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスである。

2： 居宅サービスには上表記載の6サービスのほか訪問リハビリテーション等のサービスもあるため、6サービスの合計と居宅サービスの合計とは一致しない。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

3： 福祉用具購入費、住宅改修費、高額介護サービス費など市町村が直接支払う費用（償還払い）は含んでいない。

2 居宅サービスに係る規制の概要等

(1) 参入規制

ア 居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者の指定

居宅サービス事業・居宅介護支援事業を行う者は、事業所ごとに都道府県知事の指定を受けなければならない。

イ 訪問介護員養成研修事業者の指定

訪問介護員養成研修事業を行う者は、都道府県知事の指定を受けなければならない。

(2) 料金規制

福祉用具貸与を除く居宅サービスの費用は、提供される居宅サービスの種類ごとに介護報酬（支給限度額）が定められている。福祉用具貸与の料金については、現に要した費用となっており、具体的な介護報酬は設定されていない。

(3) 業務規制

ア 利用者に対する重要事項の説明

居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業者は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者等に対して、サービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

イ 居宅介護支援事業の中立性の確保

居宅介護支援事業者は、ケアプラン作成に当たって、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類や特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう中立公正に行わなければならない。